

カネボウ事件判決に関して

本日、カネボウ（株）の監査を担当していた元公認会計士3名に対し、判決が言い渡されました。

粉飾事件への監査人の関り方は、監査人としての基本精神に抵触するものであり、決してあってはならない特異なケースであると認識しておりますが、今回の事件を教訓に今後の監査の充実強化につなげてゆくことが、この事件を単なる不幸な事件に終わらせることなく、今後に生かす道であると考えます。

現在、協会では、倫理規則とりわけ監査人の独立性の確保に関する規定の改訂、及び上場会社監査事務所の登録制の導入に向け具体案を公表し、本年中の会則規則変更を予定しております。これら、自主規制の強化策を早期に実行することに加え、市場関係者との更なる連携の下、より公正かつ透明性のある資本市場の実現に貢献してゆく所存です。

平成18年8月9日
日本公認会計士協会
会長 藤沼 亜起